

ふるさと小野町会 ふれあい通信

石小屋の思い出

松崎 喜好

(夏井出身・埼玉支部)



「石小屋」と言う地名を今では知っている方は少なくなっていくと思います。夏井行政区で三阪地区(現いわき市)との境界に接している場所です。小生のふるさとで、わが家一軒のみが住んでいて、道路中に巨岩が小屋風にあり、雨宿り、休憩場所に格好な目印でした。現在その石小屋近くに廃棄物処分場ができて道路は立派に整備され、昔と比較すると雲泥の差があり、ビックリしました。

小生はその石小屋近くの家で小・中学生の幼少期を徒歩で約1時間くらいかけ

て学校に通った思い出深き場所です。わが家からは、真正面に「矢大臣山」が一望でき、その姿が天候変化の兆しをいつも教えてくれました。春・夏・秋・冬と自然の中で生活していた時は、春は「タラの芽・フキ」などの山菜採りが子どもたちの役目でした。石小屋近くをきれいな夏井川が流れていて、夏は水浴び・貝採り(当時「カタケ」の呼び名で食べていた)が楽しみでした。そのころは夏井川は魚が多くいて、兄貴と一緒に川の流れを変えて「築場」を作り、やまべなどたくさん捕って親に報告すると「シンケ様(お巡りさん)が来るぞ」とひどく怒られました。秋になると楽しみは「アケビ」「山栗」「山ブドウ」の果物採りです。一番辛かったのは冬でした。腰まで漬かっていた雪道を学校まで通った記憶は今でも忘れません。そんな四季の環境が健康な体にくれたのかも知れない。わがふるさと「石小屋」Fありがとう！

廃家電製品などの処理を違法な収集業者に頼まないようにしましょう

家電リサイクル法対象の廃家電製品は、家電リサイクル法に基づいて引き渡してください。

●家電リサイクル法対象の廃家電製品を廃棄する場合は、次のとおり引き渡してください。

▽買い替えの場合

新たな製品を購入する販売店に引き取りを依頼する。

▽古い製品を処分する場合

家電リサイクル券を購入の上、当該製品を購入した販売店が指定取引場所に搬入する(運搬を依頼する場合は必ず許可業者に依頼する)。

▽対象品目

エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶およびプラズマ式)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機

●無許可業者へは廃家電製品を引き渡さないでください。

▽家電リサイクル法の対象・非対象に関わらず、事業者が廃家電製品などの廃棄物について処分料金を取って回収するには、廃棄物処理法に基づく許可が必要となりますので、許可を持たない事業者には廃家電製品などを引き渡さないでください。

▽チラシなどにより無料であることを広報し、トラックに積んだ後に高額な料金を請求されるトラブルが発生しているためご注意ください。

●不法投棄は犯罪であり、法律により厳しく罰せられます。

ごみをみだりに捨てることは廃棄物処理法により禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。

☎市民生活課 72-6933
☎福島県中地方振興局環境課 024-33511503

地デジの準備はお済みですか

平成23年7月までに地上アナログ放送は終了し、地上デジタル放送に移行します。放送を視聴するには、デジタルテレビに買い替えるか、地上デジタルチューナーをつなぐなどの必要があります。

総務省では、経済的理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない世帯に、地上デジタル放送対応の簡易チューナー(1台)の無償給付などの支援を行います。

●対象

①生活保護世帯などでNHK放

送受信料が全額免除の世帯
②町民税が非課税の世帯
●申し込み方法
申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して総務省地デジチューナー支援センターへ送付してください。なお、申込書は、地デジチューナー支援センターから取り寄せるか、企画商工課に備え付けてあります。

☎総務省地デジチューナー支援実施センター
0570-033840
▽放送受信料全額免除世帯への支援
0570-033840
▽町民税非課税世帯への支援
0570-023724
☎企画商工課 72-6939

ご存知ですか?

自動車税トランプル防止三法案
3月31日までに
運輸支局へ登録を！

自動車税は、毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が、5月31日までに納めることになっていきます。

②その1抹消などの手続は、3月31日までに運輸支局で登録しましょう。

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりしたと